（法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）

第十二条の二　法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該船舶が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項に規定する平水区域をいう。次号、第二十二条の五及び第二十三条の五において同じ。）のみを航行するとき。

二　当該船舶が平水区域を超えて沿海区域（船舶安全法施行規則第一条第七項に規定する沿海区域をいう。第二十二条の五第二号及び第二十三条の五第二号において同じ。）のみを航行するとき。

三　（略）

（事業の休止等の届出）

第十五条　法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　（略）

二　休止（廃止）の届出に係る航路

三・四　（略）

（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）

第十五条の二　法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一　（略）

二　一般旅客定期航路事業以外の旅客運送船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

（輸送の安全に関わる情報の公表）

第十九条の二　法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。

一～三　（略）

２　法第十九条の三の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第二款　特定旅客定期航路事業

（特定旅客定期航路事業の許可申請）

第十九条の二の三　法第十九条の六第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「特定旅客定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

２　前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該申請が法第十九条の六第二項において準用する法第四条第一号、第二号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

（法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）

第十二条の二　法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該船舶が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項に規定する平水区域をいう。第二十三条の二及び第二十三条の四の五において同じ。）のみを航行するとき。

二　当該船舶が平水区域を超えて沿海区域（船舶安全法施行規則第一条第七項に規定する沿海区域をいう。第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号において同じ。）のみを航行するとき（対外旅客定期航路事業の場合を除く。）。

三　（略）

（事業の休止等の届出）

第十五条　法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　（略）

二　休止（廃止）の許可を申請しようとする航路

三・四　（略）

（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）

第十五条の二　法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一　（略）

二　一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

（輸送の安全にかかわる情報の公表）

第十九条の二　法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一～三　（略）

２　法第十九条の二の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（特定旅客定期航路事業の許可申請）

第十九条の二の三　法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（以下「特定旅客定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

２　前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第一号、第二号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明